

非常時における生徒の登下校について

春日井市立藤山台中学校

本校では自然災害から生徒を守るために、異常気象時などにおける登下校について次のように定めていますのでご家庭でもご理解の上、ご協力くださいますようお願いします。

1 暴風警報が発令された場合

(1) 「春日井市」に「暴風警報」が発令されている場合

- ア 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常通り
イ 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 5時間目から授業開始
ウ 午前11時を過ぎても、警報が解除されない場合 ⇒ 当日の授業を中止

※ なお、上記ア、イの場合でも、道路の冠水等で登校が危険な場合には、登校を見合させてください。

※ 報道機関により警報発令の地域が異なる可能性があります。「春日井市」に発令されていることをご確認ください。

- エ 給食の有無については、給食センターからの連絡を受け、前日に生徒を通じてお知らせします。

【前日に「給食なし」のお知らせをした場合】

午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 弁当持参で登校させてください。

午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 昼食を済ませて登校させてください。

【前日に「給食なし」のお知らせをしなかった場合】

午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 給食を実施します。弁当はいりません。

午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 給食はありません。昼食を済ませて登校させてください。

午前6時		7時	8時	9時	10時	11時
授業	午前7時以前に警報解除	午前7時～11時までに警報解除			午前11時以後も警報発令中	
	平常通り授業実施	5時間目から授業実施			休校(授業中止)	
給食	前日に「給食なし」とお知らせした場合			前日に「給食なし」とお知らせしなかった場合		
	<input type="radio"/> 弁当を持って登校	<input type="radio"/> 昼食を済ませて登校			<input type="radio"/> 給食を実施	<input type="radio"/> 昼食を済ませて登校

(2) 登校後に、「春日井市」に「暴風警報」が発令された場合

- ア 授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。

イ 通学路の通行が危険であると判断したときや生徒の帰宅が困難と認めた場合には、校内の安全な場所に集めて待機させます。

◎ 暴風警報が発令されましたら生徒は帰宅しますので、保護者の方はできる限り速やかに帰宅されますようお願いします。

◎ 通学路の損壊や冠水等、通行不能や危険な状態を把握された場合は、早急に学校へ電話連絡をお願いします。(藤山台中学校 91-3192)

2 暴風警報が発令されていなくても、大雨などにより生徒の安全確保に困難が予想される異常気象の場合

(1) 注意報・警報などの気象情報を及び通学路の状況などから判断し、休業や授業の中止を決定することがあります。

(2) 道路の冠水や建物の倒壊等、登校することに危険、困難を感じた場合は、無理して登校せず登校を見合させてください。

(3) 登下校途中に地震・雷が発生した場合は、速やかに安全な場所に避難し、地震・雷がおさまるまで待機させてください。

※ 異常気象時には、学校HP、Home&Schoolで随時情報をお知らせします。ご確認ください。
ホームページアドレス <http://www.Kasugai.ed.jp/fujiyamadai-j/>

3 特別警報が発令された場合

(1) 登校前に「特別警報」が発令されている場合

ア 自宅待機とします。

イ 午前7時の段階で、春日井市に何らかの「特別警報」が発令されている時は、その日は一日休校とします。午前7時を過ぎて特別警報が解除になった場合も、休校です。

ウ 午前7時より前に特別警報が解除されても、災害の状況・冠水・通学路等の安全が確認できるまでは、登校させないでください。

(2) 登校後に「特別警報」が発令された場合

すぐに授業を中止し、生命及び安全を確保する最善の対応をとります。災害の状況・気象・通学路の状況等の情報を収集して、以下のような対処をします。

ア 生徒を学校の安全な場所に留め置く。（校内に留め置いた場合は、「特別警報」解除後も災害の状況・気象・通学路の状況等の情報を収集し、安全に下校できると判断できるまでは下校させません。）

イ 外部のより安全な避難場所へ移動する。

ウ 保護者への引き渡しを迅速に行う。

◎ 資料「特別警報の発表基準」

数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表されます。

また、「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられますが「○○特別警報」として改めて発表はされません。

☆ 特別警報発表時の対応の原則

“ただちに命を守る行動をとる！”

4 その他の警報・注意報について

(1) 「大雨洪水警報」が発令された場合

ア 原則として、平常通り登校させてください。

イ 通学路が冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、ご家庭で判断していただき、登校可能になるまで登校を見合わせてください。

(2) 「雷注意報」発令時の安全対策について

ア 登校前は、安全を確認し、ご家庭の判断によって登校させてください。

イ 在校中は、屋外の活動（体育・部活動）を中止し、危険がなくなるまで待機させます。

ウ 下校時も、危険がなくなるまで学校に待機させ、安全に十分注意して帰宅させます。

5 大規模地震（南海トラフ委地震等）が発生または発生の恐れがある場合

(1) 春日井市において「震度5弱」以上の大地震が発生した場合は休校となります。

(2) 登校後に春日井市に「震度5弱」以上の大地震が発生した場合は、ただちに授業を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機せます。状況によっては、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その状況に応じて「休校」「学校待機」「保護者のお迎え」等の対応をします。

6 全国瞬時警報システム（Jアラート）が配信された場合

(1) 対象地域に愛知県が含まれていない場合は、通常通り授業を行います。

(2) 対象地域に愛知県が含まれている場合は、次のように対応します。

ア 登校前までに配信された場合は、登校せず自宅の安全な場所で待機させてください。

イ 登下校中に配信された場合は、近くの安全な建物の中に避難させてください。

ウ 在校中に配信された場合は、校舎内の安全な場所に避難させます。

※ 警報や避難が解除された後の「休校」「待機」「下校」などについては、Home&School、学校HPで随時情報をお知らせします。

ホームページアドレス <http://www/Kasugai.ed.jp/fujiyamadai-j/>